



□■□ 事故防止メルマガ「Think」

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //////////////////////////////////////

- 1・2015年3月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～運行経路を外れた際の交通事故の責任
- 3・交通事故の裁判事例～減収がなかった事故の被害者に逸失利益を認定
- 4・今日の朝礼話題～慣れない車を運転するときには注意しましょう
- 5・【近日発売】小冊子「大丈夫？あなたの運転知識」
- 6・【新発売】小冊子「ドライバーの心をつかむ管理者の言葉」
- 7・交通安全教育用DVDのご案内

// //////////////////////////////////////

★3月前半の安全管理ごよみ

- ◆1日（日）～31日（火）
——車両火災予防運動（春季全国火災予防運動）
- ◆1日（日）
——運行管理者試験（平成26年度第2回試験）
- ◆7日（土）
——消防記念日
- ◆11日（水）
——東日本大震災の日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<http://www.think-sp.com/2015/02/12/kongetsu-untentkanri-15-3/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第22回 「運行経路を外れた際の交通事故の責任」

・質問

弊社はルートセールスを中心に社有車を使用しています。ルートセールスですので、訪問先もほぼ一定しています。しかしながら、中には決められたルートを外れて時間を潰し、サボっている社員もいるようです。万が一、定められたルートを外れて走行中に事故を起こしたら、通常のケースよりも本人の責任は重くなり、会社の責任は減免されるのでしょうか？

・回答

結論からいえば原則として会社は被害者に対する責任を負うことになり、定められたルートを外れていたからといって、被害者に対する会社の責任が減免されることはないと考えべきです。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2015/02/01/houritsu-22-routehazure/>

■交通事故の裁判事例

前は、無灯火自転車の過失相殺を認めなかった判例でした。今回は同じ判例で、無灯火自転車に乗っていた人が後遺障害を残したが、現実には減収がない場合でも逸失利益を認めた事例を取り上げます。

『減収がなかった事故の被害者に逸失利益を認定』

【事故の状況】

平成18年11月8日5時30分ごろ、Aは普通乗用車を運転して高山市内の信号交差点を左折しようとしたところ、前から横断歩道を無灯火自転車で走行してきたBと衝突し、Bは第二胸椎圧迫骨折等の傷害を負い、後遺障害等級11級7号（労働能力喪失率20%）の脊柱の奇形傷害が後遺障害として残りました。

この事故の後遺障害による逸失利益については、Bは事故の約1か月後には就労を再開しており、現時点においても公務員として勤務していることから逸失利益は発生していないし、発生していても喪失率は多くても14%、期間は5年相当であると主張しました。

これに対して、裁判所は次のように述べてBの逸失利益を認めました。

【裁判所の判断】

「Bは、脊柱の奇形障害が残り、派生的な症状として腰痛などが残存している。そのため仕事の集中力を欠き、能率が落ち、同僚らと比較してかなり長い時間の残業をして業務をこなしていることが認められる」

「現時点において特段の減収が認められないといっても、それはBの努力によるところも多いというべきであるし、残業によらなければ業務がこなせないことなどが、将来の昇給や昇格に影響が出る可能性は否定できない」

「Bの仕事の能率が落ちる原因が、身体の機能的な障害によるものではなく、腰痛の影響による集中力の低下にとどまることや現時点で減収が発生していないことを考慮しても、症状固定時の31歳から就労可能期間の67歳までの36年間、平均して14%の逸失利益を認めるのが相当である」として、Bの後遺障害による逸失利益を認定しました。

（名古屋地裁 平成22年7月2日判決）

■今日の朝礼話題

『慣れない車を運転するときには注意しましょう』

最近、車を買って替えて感じたのですが、運転席内の操作スイッチやハンドル付属スイッチ、シフトレバーの仕様が随分違うので、少し運転に戸惑っています。ブレーキペダルの位置なども微妙に違ってきます。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2015/02/16/tw-narenai-kuruma/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【近日発売】小冊子「大丈夫？あなたの運転知識～交通ルールを再チェック」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷
※価格（5冊セット）756円＋税（送料実費）
※監修 信田正美（交通安全計画アナリスト）

本誌は交通安全計画アナリスト信田正美氏（元・岐阜県警察本部交通部管理官）の監修により、日頃、車を運転していて勘違いをしやすい交通ルールや知識をチェックしていただくことができる教育教材です。問題は6つのジャンルに分類されていますので、どの分野の交通ルールの知識が不足しているかを確認していただくことができます。

【発売は3月上旬を予定しております】

■【新発売】小冊子「ドライバーの心をつかむ管理者の言葉」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷
※価格（5冊セット）1,000円＋税（送料実費）

本書は、管理者の皆様方がドライバーの方々を指導される際に、ドライバーの方々に納得していただき、安全運転に導くためのヒントが得られる6つの事例をマンガで紹介した、管理者のための参考書です。

【詳しくはこちら↓】
<http://goo.gl/qhhTHK>

■交通事故防止教育用DVDのご案内

シンク出版では、ドライバーの方々や、管理者様への教育用DVDを多数取り揃えております。弊社ホームページにおいて内容を詳しく紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

【交通事故防止教育用DVDのご紹介↓】
<http://goo.gl/7CGzgz>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】
<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成27年2月16日送信）

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

